

第四章 講和會議及國際聯盟主催會議に於ける條約 交渉

第一節 講和會議に於ける通商條約方針

大正三年八月一日勃發の歐洲大戰は本邦通商政策上一革新を要求した。即ち明治四十三年の小村條約改正方針に於ては、明治三十二年陸奥改正條約に於て存したる我に不利なる不對等の規定を一掃するを以て主眼とし、進んで本邦國民、貨物、船舶の海外發展に對して積極的規定を新條約中に設けることは第二次的必要のものとせられた。關稅政策に付ても輕微なる關稅保護政策を採用することゝした。然るに前節に述べたる如く、歐洲大戰の結果として本邦通商は海外に對し大發展を極むるに至り、又物價の暴騰に拘らず本邦關稅率は明治四十三年制定の關稅定率法所定の從量稅の儘置かれたるが爲め、本邦關稅制度は殆ど自由貿易主義に近きものとなつた。而も本邦國民、船舶、貨物の海外への進出を便にする爲通商自由主義を以て本邦通商政策の根幹とせざるべきことゝなつた。即ち本邦國民の海外各地域に於ける入國、居住、旅行を自由とし、土地所有權、鑛山權、漁業權等を獲得し、一般企業、職業權に對する制限禁止を撤廢せしめ、日本船舶に對して積載旅客、貨物輸出入上の便益、頓稅等に對し内國船待遇を確保し、貨物に對しては出來得るだけ低率なる關稅率を賦課せしむる外其の輸出入禁止制限を撤廢せしむるを必要とした。從て本邦側に於ても右に對應せしむる爲め本邦產貨物の外國への輸出に對し無稅又外國產貨物の本邦への輸入には無稅又は極めて低關稅を維持し、又貨物の輸出入は全然之を自由とするを可とする外、更に進んで從來外國人又は外國船の撤廢」を力説したるも、前記講和會議に於ける帝國政府の根本方針及其の後に行はれたる本邦戰後條約改正方針の要諦を簡単なる言葉を以て表現したものとも言ひ得る。

斯くの如く帝國政府は巴里講和會議に於て通商自由、門戸開放機會均等主義の一般的採用を世界各國に對し主張したる所以のものは、前記歐洲大戰に基く本邦通商の海外發展に即應せんとしたるものなるが、廟議に於て之を強硬に主張せんことに決せる所以は、米國ウイルソン大統領が一九一八年（大正七年）世界の平和條約締結の根本として公表せる十四原則の一に通商の自由、均等待遇附與の主張が掲げられたるに力を得た爲めである。帝國に於ては右米國の公表するに至りたる通商の自由、均等待遇の附與と呼應して講和會議に於て眞の意味に於ける機會均等門戸開放主義の具體化を欲したるものである。即ち本邦の講和會議に於ける方針は米國の如く國內に於て高關稅及有條件最惠國條款による外國產貨物の排斥、新移民法の制定による外國移民の差別的禁止制限を行ひながら、外に對しては内容空疎なる美辭麗句を使用せんとするものは異り大戰後に於ける世界經濟回復上眞の意味に於ける門戸開放主義が世界各國に行はれんことを主張したものである。殊に所謂門戸開放機會均等主義が適用せられ居ると稱せらるゝ支那に於て列國民の居住通商の爲め其の内地が完全に閉鎖せられ、而も將來領事裁判權が撤廢せられたる後に於ても米國の

夫に於けるが如く支那内地が一般外國人の入國、居住、企業の爲め充分に開放せらるゝに至らざるなきかを恐れたるが爲め、右通商自由主義を世界文明國間の一般交通經濟の原則として採用せしめ以て支那の領事裁判權撤廢後は、今日に於けるが如く閉鎖主義を拠棄せざるべきからざることを明かにせんとの底意もあつたのである。

外務省に於ては既に大正五年本野外相時代に於て戰時戰後に於ける施設を調査せしむる爲め、臨時調査部を設け秋月公使、松岡（洋右）、菊地（駒次）兩書記官等を之に關係せしめたるが、大正七年六月通商條約改正方針を調査せしむる爲め右官制を改正して定員を増加し、之が爲め米國より歸朝を命じたる川島書記官をして中村（魏）通商局長の下に専ら之が調査を擔當せしむるところあつた。蓋し同書記官は明治四十四年小村條約改正の際阿部參事官の下に五ヶ年間同事務に從事した經驗がある爲めである。爾來右調査事務は進捗し、之に應する爲め大正七年十二月二十七日公布の官制を以て臨時條約改正調査委員會新設せられ、更に大正八年七月には條約局新設せられ、通商條約改正に關する法的事務を擔當せしむることとなつた。尤も條約改正に關する事務の本體は依然田中（都吉）通商局長監理の下に臨時調査部に於て續行せられたのである。

而して前記外務省臨時條約改正調査委員會に於ては後段述ぶるところにより多數の特別委員會に分れ、臨時調査部作成案を基礎として詳細綿密に戰時戰後條約改正方針を審議することとなつたが、大正七年十一月十一日休戰條約成立し、同八年五月にはヴエルサイユに於て講和會議始まるに至りたるに付帝國政府に於ては、通商經濟政策に關する方針を在巴里全權に對し訓令するの必要を生じたるに付前記條約改正調査委員會の審議の結果を參照し、關係省間の協議に依り巴里講和會議に於ける經濟事項に對する帝國の方針を大正八年三月六日開議を以て決定するところあつた。右開議決定方針の要旨は次の如くである。

講和條約中經濟條項に關する方針

(甲) 過渡的措置に關するもの

- 一 現實に戰禍を蒙れる聯合國一地方の回復に必要な資料の供給に關し優先的待遇を付與するは至當なりと認むること。
- 二 戰爭の爲最痛苦を受けたる國の經濟回復に對し相當援助を行ふは主義に於て可なりと認むること。
- 三 巴里經濟會議決議天然資源の交換に關する聯合國間共助の主義は之を確保すると共に右主義は機械等の製產資料にも及ぼすべきこと尤右主義の實行は中立國に對し聯合國の需要に支障を來さざる限度に於て供給を爲すを妨ぐるものに非ざること。
- 四 前記各項の實行に當りては聯合國一般に對し公平なる方法を探るべきことを期せしめ日本の如き特殊の情形の下に在る國に取り不利なる結果を來さしめる様注意すべきこと。
- 五 舊敵國に對する物資供給の方針は大体聯合與國の態度に順應し差支なし但し過渡期に於ける物資供給其の他の取引を認容することとなる場合に於ては敵國の市場が他國の爲に專占せられ將來に亘り我通商上の不利益を招くが如きことなき様注意を加ふべきこと。
- 六 聯合與國間に於て前記第一項及第二項を目的とする場合の外輸出制限を行わざるべき、又前記目的を以てする輸出制限と雖も其の範圍期限は出來得る丈け之を局限すること。
- 七 聯合與國內には新なる輸入制限を行はざるべき、又現行輸入制限は少くとも聯合與國生産物に對し成るべき速かに解除すること。
- 八 聯盟國に於て戰時措置として實行し居る原料品に對する國家管理は回復の爲必要な限り成るべき速に解除すること。

(乙) 永久的措置に關するもの

一 締盟國は原料品に對し輸出稅を課せざるの主義を承認すること、從て原料品に對し新に輸出稅を設け又は現に以 上に增加するを得ざること。

二 公安、衛生、國家專賣品、「ダンピング」其の他右に類似する場合を除くの外、締盟國製產品（原料品を含む）に 對し何等輸出入の制限若は禁止を爲さざること、並に右制限禁止を行ふ場合にも其の實行は締盟國一般に對し均等 公平に行はざるべからざること。

三 一國領土又は領水を通過し第三國に輸送せらるゝ貨物に對しては何等の名義を以てするを問はず一切の課稅、制限、禁止を行はざるべきこと。

四 締盟國一般の同意ある場合には偽標記の禁止及原產地表記に關する國際協定には之に加入するも差支なきこと但し右様の場合には現行商慣習を尊重する趣旨の規定を設けしむべく、又實施前一定の期限を設くべきこと。

五 一國開港間の沿岸貿易及公海を以て隔つる一國領土間（自治植民地を含む）に於ける人及貨物の運送は之を相互的基礎の下に締盟國船舶に開放し、且之に對し内國船舶と同一の取扱を與ふべきこと。

六 通商に關する一切の事項、殊に輸入稅其の他諸課稅の賦課に關しては締盟國は其の領土（自治植民地を含む）の 何れに於ても他の締盟國の通商に關する一切の取扱に比し何等不公平なる區別的待遇を受けざるべきこと。

七 當該本國と異なる關稅制度を有する締盟國領土の一部（自治植民地を含む）に於て本國との間に特惠關係を設定する場合には他の締盟國との通商航海に對し惡影響を及ぼさざる様注意するを要すること。

(丙) 諸契約及權利の解除廢棄に關する措置

本件に關しては大體聯合與國の態度に順應し差支なきも

(丁)

工業所有權戰時法に依り敵國人の工業所有權に關し爲したる取扱又は處分、及其の處分の結果發生したる專用權

即敵國人の特許權を實施し得る權利は、戰後に涉るも其の免許期間中は全部有效に存續し此等に對しては取消、無効、賠償其の他何等の問題を生ぜしめず、又戰時中敵國人の工業所有權を害すべき行爲を爲したるものありとするも我大審院に於て敵國人は訴權を行使し得ずとの判決もあり等しく要償侵害等の問題を生ぜしめず、其の他工業所有權に關しては巴里經濟會議専門委員會決議 *Propositions adoptées* の趣旨に準據すること、但し之が實行には法律の制定を要し、從て議會の協賛を要するは勿論多少の例外を設ぐることあるべく、又工業所有權法規統一に關する點は篤と調査を要する問題なること。

(戊) 戰前敵國人ととの契約に依り其の所有する工業所有權の實施權を得たる者は戰時中の實施料は勿論之を支拂ふを要せざることゝなすこと。

(己) 對敵取引禁止及對敵通信禁止に基く損害は一切之を賠償せざること。

(丁) 敵國人たりしものに對する措置

本件は帝國に於て比較的利害僅少なるを以て大勢に順應し支障なきも戰時勃興したる產業保護の爲めには舊敵國人の企業に對し或る種の制限又は禁止を實行し得る様なすべきこと。

(戊) 經濟に關する諸條約の廢棄又は回復に對する措置

一 敵國との通商條約は戰爭に依り廢棄せられたりとの主義を探ること。

二 工業所有權等に關する萬國條約に就ては聯合與國と協調の態度に出で差支なきこと。

に付、帝國に於ては相互の方針の下に外國人に對する是等諸項に關し、現行法以上に寛大なる取扱を爲すことに改め
差支なき態度を取るべき旨併せ訓令し更に其の後に於ける訓令を以て前記方針を敷衍し本邦政府に於ては前記方針
を採用せる要旨は世界の門戸を開放し並に帝國の通商航海に對し公平なる待遇の享受を希望すると同時に佛、白等今
回の戰争により慘禍を蒙れる諸國に對しては、其の回復に必要な過渡的時代に於て優先的待遇を與ふることを承認
せんとするものに外ならず、尙永久的措置に關するものとして列記せられたる事項中六は佛領印度支那に於ける本邦
產貨物に對する關稅上の區別的待遇を除去せんとする趣旨に出でたるもの、七は英國等が將來植民地との間に特惠關
稅制度を實行する場合には右特惠關稅を本邦其の他締盟與國の通商航海に對し無條件に均霑せしめるの必要はなしと
するも、本邦の利益を害せざる爲めに相當考量を加ふるの義務あることを明確ならしめんとするの趣旨であり、更に
又帝國臣民の海外發展上締盟各國に於ける一般外國人の居住權、各種營業權、土地所有權、鑛山權等に對する待遇に
關し現在米國、濠洲、加奈陀に於けるが如き差別待遇が緩和せらるべき趣旨の下に協定成立するに至ることは甚だ望
ましき次第に付、右の如く本邦人に對して土地所有權、鑛山權等を許與する場合、本邦に於ては現在小村條約改正方
針に於て之が許與に決定せるに拘らず依然禁止し居る土地所有權を外國人に開放することゝして差支なく、又鑛山
權、漁業權に付ても日本と關係のある支那等が、之を開放する場合に於ては日本も亦鑛山權等を開放するも差支なき
趣旨なることを明かにした。蓋し本通商經濟事項に關する訓令の要旨は、前述眞の意味の機會均等門戸開放主義を一
般平和に關する原則として講和會議に於て採用せらるゝ様出來得るだけ努力せしむることゝしたのである。

尤も帝國政府の方針に於ては右の如き土地所有權、鑛山權等に對する開放を進んで講和會議に於て主張するも容易
に行われざるべきを看取せるに付其の後講和會議が始まるや否や、是等の問題を講和會議に提出するや否やは講和全
權の裁量に任すべきことを重ねて訓令するに至つたが、前記ウイルソン提議世界恒久平和基礎條件たる十四ヶ條の如
ることは世人の知る通りである。

第二節 講和會議に於ける通商經濟規定

第一款 總論

巴里講和會議に於ては、講和基礎條件に關するウイルソン十四ヶ條中の第十四則に基き（附記參照）世界恒久平和
維持の機關たるべき國際聯盟組織に關する委員會と、戰敗國たる獨逸、壞地利、洪牙利、ブルガリア、土耳其に對す
る講和條件決定に關する委員會とに分れたるが、前者に關する規定も亦後者を規定する對獨和平條約等の第一編とし
て編入せられ以て對獨和平等と聯盟規約とは不可分のものとせられた。同様對獨和平條約中に規定せる一般通商事項
は、軍縮に關する規定等と共に世界平和維持の建前より公正なる規定を先づ片務的に戰敗國に對して課し、漸次同種
規定を國際聯盟國たる一般文明國間の條約中に規定するの趣旨であつた。例へば千九百十九年（大正八年）六月二十
八日ヴエルサイユに於て調印せられたる對獨和平條約の構成を見るに同條約は本文と議定書とに分れ、内條約本文は
前文、第一編國際聯盟規約（第一條乃至第二十六條）、第二編獨逸國の境界（第二十七條乃至第三十條）、第三編歐洲
政治條項（第三十一條乃至第一百十七條）、第四編獨逸國外に於ける獨逸國の權利及利益（第一百十八條乃至第一百五十八